

極微量物質研究会会費に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、極微量物質研究会運営規程（以下、「運営規程」という。）第4条第2項の規定に基づき、会費に関する事項を定めることを目的とする。

(会費)

第2条 会費は、年会費とし、一度納入された会費は、その後に会員の種類が変更されたり、退会した場合においても返還しない。

(年会費)

第3条 年会費については、運営規程第3条に定める会員の種類毎に定めるものとし、1会員当たりの年額を別表のとおりとする。

- 2 年会費は、毎年4月1日時点の会員種類に応じた金額を6月末までに納入しなければならない。ただし、年度の途中において入会が承認されたものは、会員証を受領した後、速やかに年会費を納入しなければならない。

附則

- 1 本細則は、平成15年6月13日から適用する。
- 2 平成22年5月24日に一部改正し、平成22年4月1日から適用する。
- 3 附則2に定める適用日の前日（平成22年3月31日）時点で、極微量物質研究会の会員であったものは、改正後の細則第3条に定めるUTA正会員とみなす。
- 4 平成24年9月6日に一部改正し、同日付けで適用する。
- 5 平成28年5月23日に一部改正し、平成28年4月1日に遡及して適用する。
- 6 2019年4月25日に一部改正し、2019年4月1日に遡及して適用する。

【別 表】

極微量物質研究会年会費

会員種別	会員種類	会員の資格	UTA 年会費
UTA 正会員	UTA 正会員A	一般社団法人日本環境測定分析協会（以下、「日環協」という。）の定款に定める正会員（以下、「日環協正会員」という。）であって、計量法第 121 条の 2 に定める特定計量証明事業又は ISO/IEC 17025 試験所の認定を受けている法人又は団体（以下、「MLAP 機関等」という。）	60,000 円
	UTA 正会員B	日環協正会員であって、MLAP 機関等ではないが、極微量物質の測定分析技術を有している法人又は団体	30,000 円
UTA 準会員	UTA 準会員イ	日環協の定款で定める賛助会員イに該当する者であって、極微量物質の測定分析技術に関心を有する者	3,000 円
	UTA 準会員ロ	日環協の定款で定める賛助会員ロに該当するものであって、極微量物質の測定分析技術に関心を有するもの	30,000 円
	UTA 準会員ハ	日環協の定款で定める賛助会員ハに該当するものであって、極微量物質の測定分析技術に関心を有するもの	3,000 円
	UTA 準会員ニ	日環協の定款で定める賛助会員ニに該当する部門であって、極微量物質の測定分析技術に関心を有する部門	10,000 円
	UTA 準会員ホ	日環協の定款で定める賛助会員ホに該当するものであって、極微量物質の測定分析技術に関心を有するもの	30,000 円
<p>(備考)</p> <p>年度の途中において入会が承認されたものは、会員証を受領した後、速やかに年会費を納入するものとする。</p>			